

## 日本から出国される外国人のみなさまへ

◎ 脱退一時金は、次のすべての条件に該当するときに請求することができます。

国民年金、厚生年金保険又は共済組合の被保険者資格を喪失し、日本に住所を有しなくなった日から2年以内に請求する必要があります。

- ① 日本国籍を有していない方
- ② 国民年金の第1号被保険者としての保険料納付済期間の月数と保険料4分の1免除期間の月数の4分の3に相当する月数、保険料半額免除期間の月数の2分の1に相当する月数、及び保険料4分の3免除期間の月数の4分の1に相当する月数とを合算した月数、又は厚生年金保険の被保険者期間の月数が6か月以上ある方
- ③ 日本に住所を有していない方  
※再入国許可・みなし再入国許可を受けて出国する場合は、**転出届の提出をしたとき。⇒P5へ**
- ④ 年金(障害手当金を含む)を受け権利を有したことがない方

### 提出書類

「脱退一時金請求書(国民年金/厚生年金保険)」

### 添付書類

- ① パスポート(旅券)の写し(氏名、生年月日、国籍、署名、在留資格が確認できるページ)
  - ② 日本国内に住所を有しなくなったことを確認できる書類(住民票の除票の写し等(※))
  - ③ 「銀行名」、「支店名」、「支店の所在地」、「口座番号」及び「請求者本人の口座名義」であることが確認できる書類(銀行が発行した証明書等。または、「銀行の口座証明印」の欄に銀行の証明を受けてください。)
  - ④ 国民年金手帳、その他基礎年金番号が確認できる書類
- ◎ なお、帰国前に日本国内から請求書を提出する場合は、請求書を住民票の転出(予定)日以降に日本年金機構へ提出してください。(脱退一時金の受給要件として、日本年金機構が請求書を受理した日に日本に住所を有していないことが必要です。)郵送等でお手続きをする場合には、請求書が転出(予定)日以降に日本年金機構に到達するよう送付してください。

(※)帰国前にお住まいの市区町村に転出届を提出していただいた場合には、日本年金機構が、住民票の消除情報から、転出届を提出された方が日本国内に住所を有しないことを確認できますので、添付書類②は不要です。

### 《注意》⇒次ページへ

年金制度に6ヶ月以上加入されていた方は、脱退一時金を受け取ることができますが、脱退一時金を受け取った場合の注意点がございますので、次ページの注意書きをよくご覧になり、将来的な年金受給を考慮したうえで、脱退一時金の請求についてご検討ください。

## Japan Pension Service



<https://www.nenkin.go.jp/>

脱退一時金を受け取った場合、脱退一時金の計算の基礎となった期間は、日本の年金制度に加入していた期間(以下「加入期間」という。)ではなくなります。以下の注意書きをよくご覧になり、将来的な年金受給を考慮したうえで、脱退一時金の請求についてご検討ください。

### ① 老齢年金の資格期間が 10 年に短縮

(2017 年 8 月より、25 年から 10 年に短縮)

年金受け取りに必要な資格期間が 10 年 (120 月) 以上あると、日本の老齢年金を受け取ることができます。

「資格期間」とは？

- ◎国民年金の保険料を納めた期間や免除された期間
- ◎厚生年金保険や共済組合等の加入期間
- ◎日本の年金制度に加入していなくても資格期間に加えることができる期間 (合算対象期間)

※資格期間が 10 年 (120 月) 以上ある方は、脱退一時金を受け取ることはできません。

※合算対象期間は、過去に日本の年金制度に加入していなかった場合などでも、資格期間に含むことができる期間です。(ただし、年金額の算定には反映されません。)

例えば、日本で永住許可を得た外国籍の方については、海外在住期間のうち、1961 年 4 月から永住許可を取得するまでの期間 (20 歳以上 60 歳未満の期間に限る。) が合算対象期間となります。

その他、詳細については年金事務所へお問い合わせください。

### ② 加入期間の通算

日本と年金通算の協定を締結している相手国の年金制度に加入していた期間のある方は、一定の要件のもと加入期間を通算して、日本及び協定相手国の年金を受け取ることができる場合があります。

◎ただし、脱退一時金を受け取ると、脱退一時金の計算の基礎となった期間は通算することができなくなります。

※年金通算の社会保障協定を締結している相手国 (2019 年 7 月現在)

ドイツ、アメリカ、ベルギー、フランス、カナダ、オーストラリア、オランダ、チェコ、スペイン、アイルランド、ブラジル、スイス、ハンガリー、インド、ルクセンブルク、フィリピン、スロバキア

### ③ 支給額計算の上限

脱退一時金の支給金額は、日本の年金制度に加入していた月数に応じて、36 ヶ月を上限として計算されます。(長期間 (37 ヶ月以上) 日本の年金制度に加入されていた方が脱退一時金を請求した場合、脱退一時金の支給金額は 36 ヶ月を上限として計算されますが、脱退一時金を請求する以前の全ての期間が年金加入期間ではなくなります。)

※ 複数回の在留を繰り返し、日本の年金制度に加入する期間が通算で 37 ヶ月以上になる予定の方で、加入期間に応じた脱退一時金の受給を希望される場合には、各在留終了後の帰国の都度、請求が必要になる場合があります。(例えば、3 年間 (36 ヶ月) で第 1 号・2 号技能実習を終了し帰国の後、第 3 号技能実習生として実習を受けようとする方は、第 2 号技能実習終了後及び第 3 号技能実習終了後に請求をすることで各加入期間に応じた支給を受けることができます。)

#### \* 脱退一時金にかかる税金について

国民年金の脱退一時金は、所得税が源泉徴収されませんが、厚生年金保険の脱退一時金は、その支給の際に、20.42%の税金が源泉徴収されます。

非居住者の方が「退職所得の選択課税による還付のための申告書」を税務署に提出することで、源泉徴収された税金の還付を受けられる場合があります。

申告書の提出先は、日本国内における最終の住所地又は居所地を管轄する税務署となります。

申告及び還付金の受け取りのためには、帰国前に、日本国内における最終の住所地又は居所地を管轄する税務署へ「所得税・消費税の納税管理人の届出書」(この様式は、国税庁ホームページ (<http://www.nta.go.jp>) に掲載しています。)を提出する必要があります。なお、「所得税・消費税の納税管理人の届出書」を提出しないで帰国した場合には、申告時に「所得税・消費税の納税管理人の届出書」を申告書と併せて提出してください。また、納税管理人の資格は、日本に住所地又は居所地を有すること以外に特にありません。(申告などの手続について、ご不明な点は税務署にお尋ねください。)

脱退一時金の送金と同時に「脱退一時金支給決定通知書」を送付しますので、原本を所得税・消費税の納税管理人に送付してください。

#### \* 請求者が脱退一時金の支給を受けずに死亡した場合

請求者の死亡当時生計を同一にしていた配偶者、子、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹、その他 3 親等内の親族が代わりに給付を受けることができます。(本人が死亡前に請求書を提出している場合のみ該当します。)

## 要回国的各位外国人

◎ **退出补助金在具备以下全部条件时可以申请。**

丧失国民年金、厚生年金保险或共济组合的被保险者资格，在日本不再有住址那天算起 2 年以内必须提出申请。

- ① 不具有日本国籍者
- ② 属于国民年金第 1 号被保险者的保险费缴纳完毕期间的月数和相当于保险费四分之一免除期间月数的四分之三的月数、相当于保险费半价免除期间月数的二分之一的月数和相当于保险费四分之三免除期间月数的四分之一加在一起的总月数、或者厚生年金保险的被保险者期间的月数在 6 个月以上者
- ③ 在日本没有住址者  
※取得再入国许可及视同再入国许可回国者如果已提交迁出申报。→至 P6
- ④ 未曾领取过年金（含伤病残疾补贴）者

### 提交材料

“退出补助金申请书”（国民年金/厚生年金保险）

### 附加材料

- ① 护照复印件（可确认姓名、出生日期、国籍、签名、居留资格的页面）。
- ② 可确认在日本国内已失去住所的资料（住民票的除票复印件等※）
- ③ 可确认“银行名”、“分行名”、“分行地址”、“账户号码”以及“申请者本人的账号名义”的材料（银行出具的证明等。或者“银行账号证明印章”一栏中盖有银行证明印章。）
- ④ 国民年金手册、其它可确认基础年金号码的资料

- ◎ **另外，回国前如在日本国内提交申请书，请在住民票的迁出（预定）日以后向日本年金机构提交申请书。（脱退一时金的领取条件要求在日本年金机构受理申请书之日，在日本已失去住所。）** 邮寄等办理手续时，请在迁出（预定）日之后寄送请求书至日本年金机构。

※回国前如向居住地的政府部门已提交迁出申报，日本年金机构可从住民票的删除信息中查看到迁出申报提交者在日本国内已无住所，因此无需附件②。

## 《注意》⇒至下一页

**参保日本年金制度 6 个月以上者可以领取退出补助金，但领取退出补助金时需要注意一些事项，请仔细阅读下一页的注意事项，在权衡将来的年金领取额后，再考虑申请退出补助金。**

领取退出补助金时，已成为退出补助金计算基础的年份，已不再是参保日本年金制度的年份（以下称作“参保年份”）。请仔细阅读以下注意事项，在权衡将来的年金领取额后，再考虑申请退出补助金。

① 老龄年金的资格年份缩短为 10 年

（2017 年 8 月起从 25 年缩短为 10 年）

领取年金所需的资格年份达到 10 年（120 个月）以上时，就可领取日本老龄年金。

何谓“资格年份”

- ◎ 缴纳国民年金保险费的年份或免缴的年份
- ◎ 厚生年金保险或共济组合等的参保年份
- ◎ 未参保日本年金制度也可算入资格年份的年份（合计适用年份）

※资格年份为 10 年（120 个月）以上者不可领取退出补助金。

※合计适用年份指的是即使过去未参保日本的年金制度也可包含在资格年份中的年份。（但不反映在年金额的核定中）

例如，在日本取得永住许可的外籍人士，在海外居住期间中 1961 年起至取得永住许可为止的年份（限于 20 岁以上、未满 60 岁的年份）被算作合计适用年份。  
其它详情请向年金事务所询问。

② 参保年份的通算

在与日本签订年金通算协定的国家有年金参保年份者，若符合条件可以通算年金参保年份，有可能可以领取日本及协定对国家的年金。

◎但若领取退出补助金，则不可再通算作为退出补助金计算基础的年份。

※签订年金通算的社会保障协定的国家（截至 2019 年 7 月）

德国、美国、比利时、法国、加拿大、澳大利亚、荷兰、捷克、西班牙、爱尔兰、巴西、瑞士、匈牙利、印度、卢森堡、菲律宾、斯洛伐克语

③ 补助金计算的上限

退出补助金的领取金额根据参保日本年金的月数，以 36 个月为上限进行计算》。（长期（37 个月以上）参保日本年金的人在申请退出补助金时，以 36 个月为上限计算退出补助金的领取金额，申请退出补助金以前的所有年份将不再是年金参保年份。）

※在日本居留多次、加入日本年金制度期间合算达 37 个月以上者，如要想领取根据加入年金期间的脱退一时金，则需要每次居留结束回国时进行申请。（例如，结束 3 年（36 个月）的第 1 号、2 号技能实习回国后，再作为第 3 号技能实习生进行实习者，在第 2 号技能实习结束后及第 3 号技能实习结束后进行申请，可根据加入期间领取脱退一时金。）

\* 关于退出补助金需缴纳的税款

国民年金的退出补助金不征收源泉所得税，但厚生年金保险的退出补助金在支付给时，将源泉征收 20.42% 的税金。

非居住者通过向税务署提交“退税所得选择课税的退税申告书”，有可能会可以领取源泉征收的税金的退税。申告书的提交处为管辖您在日本国内最后住所或居住地的税务署。

申告及领取退税需要在回国前，向管辖申请人在日本国内最终住所或居住地的税务署提交“所得税·消费税纳税管理人申报书”（样本登载在国税厅官网（<http://www.nta.go.jp>）上）。如果未提交“所得税·消费税纳税管理人申报书”就回国，申告时请与申告书一起提交“所得税·消费税纳税管理人申报书”。另外，纳税管理人的资格只需要在日本有住所或居住地即可。（申告等手续如有不明之处请向税务署询问。）

在汇款脱退一时金的同时，将寄送“脱退一时金支付给决定通知书”，原件请寄送给所得税·消费税纳税管理人。

\* 申请人如果还未领取退出补助金就死亡时

申请人死亡当时同一生计的配偶、子女、父母、孙子孙女、祖父母、兄弟姐妹、其他 3 等亲以内的亲属可代为领取。（仅限于本人死亡前已提交请求书的情况。）

再入国許可及びみなし再入国許可を受けて出国される方へ

**再入国許可を受けて出国される場合でも、市区町村に転出届を提出したときは、脱退一時金の請求をすることができます。**

— POINT —

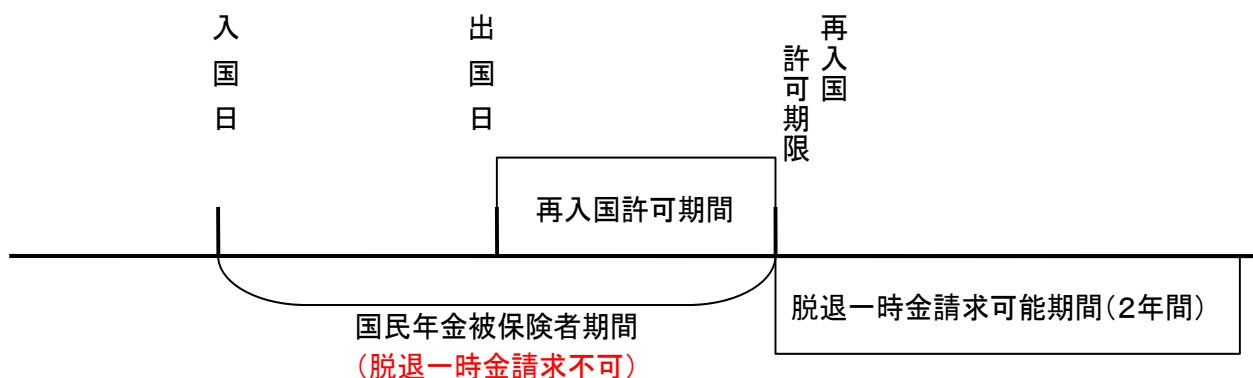
転出届を提出していない場合、再入国許可期間内は、原則として脱退一時金を請求することができません。

再入国許可を受けて出国する方でも、国外へ住所を移す場合には、市区町村へ転出届を提出する必要があります。市区町村へ転出届を提出したうえで、再入国許可を受けて出国している方は、脱退一時金を請求することができます。

この場合、転出日の翌日(国民年金の資格喪失日)から2年間は脱退一時金の請求可能期間となります。

《転出届を提出せずに出国した場合》

\* 再入国許可を受けた方が再入国許可の有効期間までに再入国しなかった場合



原則として、再入国許可の有効期間が経過するまでは国民年金の被保険者とされることから、脱退一時金は請求できません。なお、国民年金の被保険者資格の喪失日(再入国許可の有効期間(みなし再入国許可期間)が経過した日)から2年間は脱退一時金の請求可能期間となります。

※再入国許可期限内であっても住民票が消除される場合がありますので、脱退一時金請求の時効起算日についてはご注意ください。

## 取得再入国许可和视同再入国许可回国各位

向市区町村提交迁出申报后，取得再入国许可回国者可申请年金退出补助金。

### —要点—

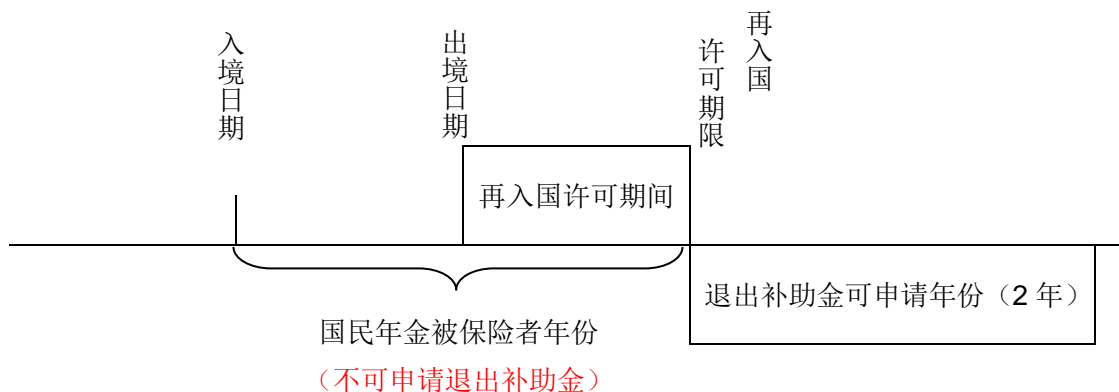
**若没有提交迁出申报，在再入国许可期间之内，原则上不可以申请年金退出补助金。**

取得再入国许可回国者在向国外迁移住址时，也有必要向市区町村提交迁出申报。向市区町村提交迁出申报之后，取得再入国许可回国者可申请年金退出补助金。

这种情况时，迁出日的次日（国民年金的资格丧失日）起2年内为可申请退出补助金的时期。

### 《若未提交迁出申报回国时》

\*如果取得再入国许可者在再入国许可有效期内没有再次入境



再入国许可有效期限内因被看作国民年金的被保险者，所以原则上不能申请年金退出补助金。从国民年金的被保险者资格的丧失之日（再入国许可的有效期限（视同再入国许可期）的期满日）起2年之内为可申请年金退出补助金的期限。

※再入国许可有效期限内也有住民票被删除的情况，因此请注意申请年金退出补助金的[时效起算日](#)。

外国籍の方が、日本国内に住所を有しなくなった後に脱退一時金を請求することができます。  
 第1号被保険者としての保険料納付済期間の月数と  
 保険料4分の1免除期間の月数の4分の3に相当する月数、  
 保険料半額免除期間の月数の2分の1に相当する月数、  
 保険料4分の3免除期間の月数の4分の1に相当する月数  
 を合計した月数が6か月以上あって、年金等の受給権が発生していない方が対象になります。  
 最後に国民年金の被保険者の資格を喪失したとき（日本国内に住所を有しなくなった日）から  
 2年以内に請求してください。

受給金額

最後に保険料を納付した月により、受給金額は以下のとおりとなります。

- ◇ 最後に保険料を納付した月が2020年度に属する場合と2020年3月以前の場合の受給金額は、下記の表のとおりとなります。

対象月数	脱退一時金額					
	2020年4月から2021年3月までの間に保険料納付済期間を有する場合の受給金額	2019年4月から2020年3月までの間に保険料納付済期間を有する場合の受給金額	2018年4月から2019年3月までの間に保険料納付済期間を有する場合の受給金額	2017年4月から2018年3月までの間に保険料納付済期間を有する場合の受給金額	2016年4月から2017年3月までの間に保険料納付済期間を有する場合の受給金額	2015年4月から2016年3月までの間に保険料納付済期間を有する場合の受給金額
6月以上12月未満	49,620円	49,230円	49,020円	49,470円	48,780円	46,770円
12月以上18月未満	99,240円	98,460円	98,040円	98,940円	97,560円	93,540円
18月以上24月未満	148,860円	147,690円	147,060円	148,410円	146,340円	140,310円
24月以上30月未満	198,480円	196,920円	196,080円	197,880円	195,120円	187,080円
30月以上36月未満	248,100円	246,150円	245,100円	247,350円	243,900円	233,850円
36月以上	297,720円	295,380円	294,120円	296,820円	292,680円	280,620円

対象月数	脱退一時金額					
	2014年4月から2015年3月までの間に保険料納付済期間を有する場合の受給金額	2013年4月から2014年3月までの間に保険料納付済期間を有する場合の受給金額	2012年4月から2013年3月までの間に保険料納付済期間を有する場合の受給金額	2011年4月から2012年3月までの間に保険料納付済期間を有する場合の受給金額	2010年4月から2011年3月までの間に保険料納付済期間を有する場合の受給金額	2009年4月から2010年3月までの間に保険料納付済期間を有する場合の受給金額
6月以上12月未満	45,750円	45,120円	44,940円	45,060円	45,300円	43,980円
12月以上18月未満	91,500円	90,240円	89,880円	90,120円	90,600円	87,960円
18月以上24月未満	137,250円	135,360円	134,820円	135,180円	135,900円	131,940円
24月以上30月未満	183,000円	180,480円	179,760円	180,240円	181,200円	175,920円
30月以上36月未満	228,750円	225,600円	224,700円	225,300円	226,500円	219,900円
36月以上	274,500円	270,720円	269,640円	270,360円	271,800円	263,880円

外国籍人士在日本国内不再有住址后可申请退出补助金。

属于第一号被保险者的保险费缴纳完毕年份的月数和相当于保险费四分之一免除年份月数的四分之三的月数、相当于保险费半价免除期限的月数的二分之一的月数、和相当于保险费四分之三免除年份月数的四分之一加在一起后的总月数，在6个月以上、且限于未行使年金领取权者。

请在丧失国民年金的被保险者资格（在日本国内不再有住址日）起2年内申请。

领取金额

根据最后缴纳保险费的月份，可以领取的金额如下。

◇ 如果最后缴纳保险费的月份在2020年度和在2020年3月以前，可领取的金额如下表。

对象月数	退出补助费					
	2020年4月到2021年3月之间保险费缴纳完毕可以领取的金额	2019年4月到2020年3月之间保险费缴纳完毕可以领取的金额	2018年4月到2019年3月之间保险费缴纳完毕可以领取的金额	2017年4月到2018年3月之间保险费缴纳完毕可以领取的金额	2016年4月到2017年3月之间保险费缴纳完毕可以领取的金额	2015年4月到2016年3月之间保险费缴纳完毕可以领取的金额
6个月以上12个月未满足	49,620 日元	49,230 日元	49,020 日元	49,470 日元	48,780 日元	46,770 日元
12个月以上18个月未满足	99,240 日元	98,460 日元	98,040 日元	98,940 日元	97,560 日元	93,540 日元
18个月以上24个月未满足	148,860 日元	147,690 日元	147,060 日元	148,410 日元	146,340 日元	140,310 日元
24个月以上30个月未满足	198,480 日元	196,920 日元	196,080 日元	197,880 日元	195,120 日元	187,080 日元
30个月以上36个月未满足	248,100 日元	246,150 日元	245,100 日元	247,350 日元	243,900 日元	233,850 日元
36个月以上	297,720 日元	295,380 日元	294,120 日元	296,820 日元	292,680 日元	280,620 日元

对象月数	退出补助费					
	2014年4月到2015年3月之间保险费缴纳完毕可以领取的金额	2013年4月到2014年3月之间保险费缴纳完毕可以领取的金额	2012年4月到2013年3月之间保险费缴纳完毕可以领取的金额	2011年4月到2012年3月之间保险费缴纳完毕可以领取的金额	2010年4月到2011年3月之间保险费缴纳完毕可以领取的金额	2009年4月到2010年3月之间保险费缴纳完毕可以领取的金额
6个月以上12个月未满足	45,750 日元	45,120 日元	44,940 日元	45,060 日元	45,300 日元	43,980 日元
12个月以上18个月未满足	91,500 日元	90,240 日元	89,880 日元	90,120 日元	90,600 日元	87,960 日元
18个月以上24个月未满足	137,250 日元	135,360 日元	134,820 日元	135,180 日元	135,900 日元	131,940 日元
24个月以上30个月未满足	183,000 日元	180,480 日元	179,760 日元	180,240 日元	181,200 日元	175,920 日元
30个月以上36个月未满足	228,750 日元	225,600 日元	224,700 日元	225,300 日元	226,500 日元	219,900 日元
36个月以上	274,500 日元	270,720 日元	269,640 日元	270,360 日元	271,800 日元	263,880 日元



外国籍の方が、日本国内に住所を有しなくなった後に脱退一時金を請求することができます。脱退一時金は厚生年金保険の保険料を6か月以上支払い、年金等の受給権が発生していない方が対象になります。

最後に国民年金の被保険者の資格を喪失したとき（日本国内に住所を有しなくなった日）から2年以内に請求してください。

## 受給金額

脱退一時金は、被保険者期間に応じて、以下のとおり計算されます。この給付は、課税の対象となります。（2ページ目参照）

### ◇ 計算式

脱退一時金額＝平均標準報酬額\*\*\* × 支給率\*（\*厚生年金保険の被保険者期間に応じた支給率は次の表のとおりです。）

厚年被保険者期間 月数	最終月が 2009年9月 から2010年 8月の場合 の率	最終月が 2010年9月 から2011年 8月の場合 の率	最終月が 2011年9月 から2012年 8月の場合 の率	最終月が 2012年9月 から2014年 8月の場合 の率	最終月が 2014年9月 から2015年 8月の場合 の率	最終月が 2015年9月 から2016年 8月の場合 の率	最終月が 2016年9月 から2017年 8月の場合 の率	最終月が 2017年9月 以降の場合 の率
6月以上12月未満	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5
12月以上18月未満	0.9	0.9	1	1	1	1	1.1	1.1
18月以上24月未満	1.4	1.4	1.4	1.5	1.5	1.6	1.6	1.6
24月以上30月未満	1.8	1.9	1.9	2	2.1	2.1	2.1	2.2
30月以上36月未満	2.3	2.4	2.4	2.5	2.6	2.6	2.7	2.7
36月以上	2.8	2.8	2.9	3	3.1	3.1	3.2	3.3

【参考】2005年4月以降の厚生年金保険の被保険者期間がある方の計算式について

脱退一時金額＝平均標準報酬額\*\*\*  
× 支給率{(保険料率\*\*\*\*×1/2) × 被保険者期間月数に応じた数\*\*}

\*\*被保険者期間月数に応じた数に  
ついては次のとおりです。

厚年被保険者期間月数	支給率計算に用いる数
6月以上12月未満	6
12月以上18月未満	12
18月以上24月未満	18
24月以上30月未満	24
30月以上36月未満	30
36月以上	36

\*\*\*平均標準報酬額

◇ 厚生年金保険被保険者期間の全部が2003年4月以後の方

平均標準報酬額 = 
$$\frac{\text{被保険者期間の各月の標準報酬月額と標準賞与額の合計}}{\text{全被保険者期間の月数}}$$

◇ 厚生年金保険被保険者期間の全部又は一部が2003年3月以前の方

平均標準報酬額 = 
$$\frac{\text{2003年3月以前の被保険者期間の各月の標準報酬月額} \times 1.3 + \text{2003年4月以後の被保険者期間の各月の標準報酬月額標準賞与額の合計}}{\text{全被保険者期間の月数}}$$

\*\*\*\*保険料率

最終月が1月～8月の場合、前々年10月時点の保険料率になります。  
最終月が9月～12月の場合、前年10月時点の保険料率になります。

外国籍人士在日本国内不再有住址后可申请退出补助金。

符合领取退出补助金条件者为，缴纳了 6 个月以上的厚生年金保险的保险费，尚未享受厚生年金领取权者。

请在丧失国民年金的被保险者资格（在日本国内不再有住址日）起 2 年内申请。

## 领取金额

退出补助金根据被保险者年份计算如下。领取退出补助金时将被征税。（参照第 4 页）

### ◇ 计算式

退出补助金额 = 平均标准报酬额\*\*\* × 支付率\*（\*厚生年金保险的被保险者年份的支付率如下表计算。）

厚生被保险者期间月数	最后一个月在 2009 年 9 月~2010 年 8 月时的比率	最后一个月在 2010 年 9 月~2011 年 8 月时的比率	最后一个月在 2011 年 9 月~2012 年 8 月时的比率	最后一个月在 2012 年 9 月~2014 年 8 月时的比率
6 个月以上 12 个月未滿	0.5	0.5	0.5	0.5
12 个月以上 18 个月未滿	0.9	0.9	1	1
18 个月以上 24 个月未滿	1.4	1.4	1.4	1.5
24 个月以上 30 个月未滿	1.8	1.9	1.9	2
30 个月以上 36 个月未滿	2.3	2.4	2.4	2.5
36 个月以上	2.8	2.8	2.9	3

厚生被保险者期间月数	最后一个月在 2014 年 9 月~2015 年 8 月时的比率	最后一个月在 2015 年 9 月~2016 年 8 月时的比率	最后一个月在 2016 年 9 月~2017 年 8 月时的比率	最后一个月在 2017 年 9 月~2020 年 8 月时的比率
6 个月以上 12 个月未滿	0.5	0.5	0.5	0.5
12 个月以上 18 个月未滿	1	1	1.1	1.1
18 个月以上 24 个月未滿	1.5	1.6	1.6	1.6
24 个月以上 30 个月未滿	2.1	2.1	2.1	2.2
30 个月以上 36 个月未滿	2.6	2.6	2.7	2.7
36 个月以上	3.1	3.1	3.2	3.3

## 【参考】有关 2005 年 4 月以后厚生年金保险的被保险者年份的计算公式

退出补助金额 = 平均标准报酬额\*\*\* × 支付率 {(保险费率\*\*\*\* × 1/2) × 根据被保险者年份月数的数字\*\*}

\*\*根据被保险者年份月数的数字, 如下表

厚生被保险者年份月数	支付率计算使用数
6 个月以上 12 个月未滿	6
12 个月以上 18 个月未滿	12
18 个月以上 24 个月未滿	18
24 个月以上 30 个月未滿	24
30 个月以上 36 个月未滿	30
36 个月以上	36

## \*\*\*平均标准报酬额

- ◇ 厚生年金保险的被保险者年份全部为 2003 年 4 月以后的计算方法

平均标准报酬额 = 
$$\frac{\text{被保险者年份各月的标准报酬额月额和标准奖金额的合计}}{\text{全被保险者年份的月数}}$$

- ◇ 厚生年金保险被保险者年份的全部或部分在 2003 年 3 月以前的计算方法

平均标准报酬额 = 
$$\frac{\begin{array}{l} \text{2003年3月以前的被保险者年份内} \\ \text{各月的标准报酬额} \times 1.3 \end{array} + \begin{array}{l} \text{2003年4月以后的被保险者年份内} \\ \text{各月的标准报酬额月} \text{和标准奖金额的合计} \end{array}}{\text{全被保险者年份的月数}}$$

## \*\*\*\*保险费率

最后月份在 1 月～ 8 月时, 为前年 10 月时的保险费率。

最后月份在 9 月～12 月时, 为上一年 10 月时的保险费率。

将退出补助金向日本国外汇寄时所使用的货币如下。

脱退一時金を日本国外へ送金する際に使用する通貨は次のとおりです。

Australia	オーストラリア	Australian Dollar	オーストラリア・ドル
Austria	オーストリア	Euro	ユーロ
Belgium	ベルギー	Euro	ユーロ
Canada	カナダ	Canadian Dollar	カナダ・ドル
Cuba	キューバ	Euro	ユーロ
Cyprus	キプロス	Euro	ユーロ
Denmark	デンマーク	Danish Krone	デンマーク・クローネ
Estonia	エストニア	Euro	ユーロ
Finland	フィンランド	Euro	ユーロ
France	フランス	Euro	ユーロ
Germany	ドイツ	Euro	ユーロ
Greece	ギリシャ	Euro	ユーロ
Iran	イラン	(Japanese Yen)*	日本円
Ireland	アイルランド	Euro	ユーロ
Italy	イタリア	Euro	ユーロ
Latvia	ラトビア	Euro	ユーロ
Lithuania	リトアニア	Euro	ユーロ
Luxembourg	ルクセンブルク	Euro	ユーロ
Malta	マルタ	Euro	ユーロ
Monaco	モナコ公国	Euro	ユーロ
Myanmar	ミャンマー	Japanese Yen**	日本円
Netherlands	オランダ	Euro	ユーロ
New Zealand	ニュージーランド	New Zealand Dollar	ニュージーランド・ドル
North Korea	朝鮮民主主義人民共和国	(Japanese Yen)*	日本円
Norway	ノルウェー	Norwegian Krone	ノルウェー・クローネ
Portugal	ポルトガル	Euro	ユーロ
Singapore	シンガポール	Singapore Dollar	シンガポール・ドル
Slovakia	スロバキア	Euro	ユーロ
Slovenia	スロベニア	Euro	ユーロ
Spain	スペイン	Euro	ユーロ
Sudan	スーダン	U.K. Pound	イギリス・ポンド
Sweden	スウェーデン	Swedish Krona	スウェーデン・クローネ
Switzerland	スイス	Swiss Franc	スイス・フラン
United Kingdom	イギリス	U.K. Pound	イギリス・ポンド
上述以外国家	上記以外の国	美元	アメリカ・ドル

\* 仅日本的银行受理付款。

日本の金融機関でのみお受け取りいただけます。

\*\*可汇款至缅甸的银行为以下3行。(截至2018年10月)

ミャンマーの送金可能な銀行は以下の3行です。(2018.10現在)

Myanma Foreign Trade Bank

Myanma Investment and Commercial Bank

Co-Operative Bank Ltd.



**附件 (※如果没有附上①~④的文件等, 就会退还申报。因此请注意不要有遗漏)**

**添付書類**

(※①~④の書類等が添付されていない場合は、請求書をお返しすることになりますので添付もれのないようお願いいたします。)

① 护照复印件 (可确认姓名、出生日期、国籍、签名、居留资格的页面)  
 パスポート(旅券)の写し(氏名、生年月日、国籍、署名、在留資格が確認できるページ)

② 可确认已失去日本国内住所的资料 (住民票的除票复印件等)

日本国内に住所を有しなくなったことを確認できる書類(住民票の除票の写し等)

◎回国前如向居住地的政府部门已提交迁出申报, 日本年金机构可从住民票的删除信息中查看到迁出申报提交者在日本国内已无住所, 因此无需附件②。

◎帰国前にお住まいの市区町村に転出届を提出していただいた場合には、日本年金機構が、住民票の消除情報から、転出届を提出された方が日本国内に住所を有しないことを確認できますので、本書類の添付は不要です。

③ 申请书的「银行帐号证明印章」一栏中盖上银行证明印章, 或提交能确认「银行名」、「分行名」、「分行所在地」、「帐户号码」以及「申请人本人的帐号名义」的材料(银行发行的证明书等)。另外, 如果是日本国内的金融机关, 银行帐号名义必还要有片假名登录。不可在邮储银行领取脱退一时金。

請求書の「銀行の口座証明印」の欄に銀行の証明を受けるか、「銀行名」、「支店名」、「支店の所在地」「口座番号」及び「請求者本人の口座名義」であることが確認できる書類を添付してください(銀行が発行した証明書等)。なお、日本国内の金融機関で受ける場合は、口座名義がカタカナで登録されていることが必要です。

※ゆうちょ銀行では脱退一時金を受け取ることができません。

④ 国民年金手冊、其它可确认基础年金号码的资料

国民年金手帳、その他基礎年金番号が確認できる書類

**请填写加入政府的年金制度(厚生年金保险、国民年金、船员保险、共济组合)的期间。**

公的年金制度(厚生年金保険、国民年金、船員保険、共済組合)に加入していた期間を記入してください。

**简历(加入政府年金制度经过)※请尽量详细、正确地填写。**

履歴(公的年金制度加入経過) ※できるだけくわしく、正確に記入してください。

(1) 事業所(船舶所有者)の名称及び船員であったときはその船舶名 事業所(船舶所有者)名称及船員身份时的船舶名	(2) 事業所(船舶所有者)の所在地または国民年金加入時の住所 事業所(船舶所有者)的所在地或国民年金加入时的地址。	(3) 勤務期間または国民年金の加入期間 工作期间或国民年金的加入期间	(4) 加入していた年金制度の種別 加入年金制度的类别
		から(开始 ~)  まで(结束 ~)	1 国民年金 2 厚生年金保険 3 船員保険 4 共済組合  国民年金 厚生年金保険 船員保険 共济組合
		から(开始 ~)  まで(结束 ~)	1 国民年金 2 厚生年金保険 3 船員保険 4 共済組合  国民年金 厚生年金保険 船員保険 共济組合
		から(开始 ~)  まで(结束 ~)	1 国民年金 2 厚生年金保険 3 船員保険 4 共済組合  国民年金 厚生年金保険 船員保険 共济組合
		から(开始 ~)  まで(结束 ~)	1 国民年金 2 厚生年金保険 3 船員保険 4 共済組合  国民年金 厚生年金保険 船員保険 共济組合

(注) 加入国民年金的期间只填写居住的地址。

(注) 国民年金に加入していた期間は、住んでいた住所のみを記入してください。

## 填写时的注意事项

务请逐一不漏地填写申请书中 1 至 6 项的内容。  
如遇未填写的情况，会有退回该申请书的情形。

- ① 请以大写英文字母(拼音字母)一项不漏地填写第 4 项中的申请者姓名、出生年月日和住所以及第 5 项的退出补助金的汇入帐户。
- ② 请在第 6 项的“年金手册记载事项”的基础年金号码栏中填写记载于年金手册上的基础年金号码，并在“各制度的记号号码栏”中从新填写到现在为止加入过的年金制度之年金手册的记号号码。
- ③ 请不要填写“日本年金机构记入栏”。
- ④ “年金手册的基础年金号码以及年金手册的记号号码”将在日后照会时使用，所以在提交申请书时，务请将该号码记下来作为备忘之用。
- ⑤ 如果您不知道基础年金号码，请填写 14 页的履历栏。

## 記入上の注意

請求書の 1～6 については必ず記入してください。

記入のない場合は請求書をお返しする場合があります。

- ① 「4.請求者氏名、生年月日及び住所」及び「5.脱退一時金振込先口座」は、アルファベット大文字で記入漏れのないようお願いします。
- ② 「6.年金手帳の記載事項」の基礎年金番号欄には年金手帳に記載されている基礎年金番号、各制度の記号番号欄には今まで加入したことのある年金制度の年金手帳の記号番号を転記してください。
- ③ 「日本年金機構記入欄」は、記入しないでください。
- ④ 「年金手帳の基礎年金番号及び年金手帳の記号番号」は、後日あなたが照会するときを使用しますので、請求書を提出するときは必ず番号を控えておいてください。
- ⑤ 基礎年金番号がわからない場合は、14 ページの履歴欄を記入してください。

(2019.1)

将其剪下，在提交请求书时贴在信封上。

切り取って請求書送付時の封筒に貼って使用してください。

**(从日本国内寄送时寄送地址也相同。)**

**(日本国内から送付する場合も送付先は同じです。)**

**AIR MAIL**

**Japan Pension Service**

3-5-24, Takaido-nishi, Suginami-Ku,

Tokyo 168-8505 **JAPAN**

〒168-8505 東京都杉並区高井戸西 3 丁目 5 番 24 号

日本年金機構 (外国業務グループ)

TEL. +81 - 3 - 6700 - 1165

(The telephone service is in Japanese.)